

第6回 伊万里市農業委員会会議

1 日 時 令和8年6月2日（火）
開会 14時55分
閉会 15時25分

2 場 所 伊万里市役所 大会議室

3 出 席 13名

4 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	欠	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 7番 木須 治紀

13番 田中 平市

5 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	土井 清隆	副事務局長	小國 八郎
書 記	松尾 清実	書 記	仲尾 鴻佑

6 その他出席者

なし

7 付議事項

議案第 2 2 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第 2 3 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 2 4 号	農地法第 4 条の申請について
議案第 2 5 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 2 6 号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について
議案第 2 7 号	農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名について

8 報告事項

報告第 1 5 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について
報告第 1 6 号	非農地証明願について
報告第 1 7 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

9 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 本日は西山会長の欠席により、副会長である私が代わりに議長を務めますのでよろしくお願いします。 それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1番 西山 哲委員です。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は7番 木須 治紀委員、13番 田中 平市委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。 本日の議案数は、6つです。 議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件 議案第23号 農地法第5条の申請について 1件 議案第24号 農地法第4条の申請について 2件 議案第25号 農地法第3条の申請について 3件 議案第26号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について 利用権設定 通年 6件 議案第27号 農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に伴う あっせん委員の指名について 1件 また、報告事項は、3つです。 報告第15号 農地法第18条第6項通知の受理について 3件 報告第16号 非農地証明願について 1件 報告第17号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 383件 となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請3番と議案第23号 農地法第5条の申請16番については、関連しておりますので、併せて説明させていただきます。 議案は1ページから2ページになります。 図面は1ページから6ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 当初の申請人が平成3年12月19日付で一般住宅として農地法第5条許可を受けていましたが、体調不良により計画が実施困難となりました。その後、親類が農地として管理を継続して行い、時効取得により所有権を取得し現在に至っていました。 今回、事業継承者である申請人が一般住宅を建築することとなり、事業計画変

事務局	更承認申請が提出されたものです。なお、当初計画と変更計画の地番が違っておりますが、備考欄に記載があるとおり分筆されております。 また、所有権移転をするために農地法第5条の申請も同時に提出されています。 農地区分は第3種農地であり、許可基準としましては、許可し得るに該当します。 議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請3番と議案第23号 農地法第5条の申請16番については以上です。
議長	議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請3番と議案第23号 農地法第5条の申請16番について担当の私から説明します。 実際に現地に行って確認をしています。内容については事務局が説明されたとおりで、問題は無いと思います。ご審議をお願いします。
議長	議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請3番と議案第23号 農地法第5条の申請16番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請3番と議案第23号 農地法第5条の申請16番については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。 続きまして、議案第24号 農地法第4条の申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第24号 4番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は7ページから11ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が農業用倉庫及び資材置場、駐車場として使用するための申請です。 農地区分は農用地区域内農地。 許可基準としましては、用途区分の変更に該当します。 続きまして、議案は3ページ、5番になります。 図面は12ページから14ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が苗床置場として使用するための申請です。 なお、許可を受けずに令和8年4月頃にコンクリート舗装をして苗床置場として使用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 議案第24号 については以上2件です。
議長	それでは4番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員	申請人から農地転用したいと話がありました。場所は地図の通りで、北側に伊万里川、南側西側が道路、東側は田になっていて、迷惑がかかるような場所ではありません。収摺り等をされる倉庫を建築されるということで、民家からも離れているので、特に問題はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	4 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、5 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請人から話がありました。場所は自宅前の農地で、既にコンクリート舗装をされていて始末書が提出してあります。かなりの面積の稲作をされている方で、苗箱を広げたいということで、転用申請をされています。場所も周囲に迷惑をかける場所でもないこと、区長さんと生産組合長さんの印鑑が押してありましたので、私も問題が無いと判断し印鑑を押しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	5 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第 4 条の申請 2 件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第 2 5 号 農地法第 3 条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案 2 5 号 3 件について御説明いたします。 議案は 4 ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第 2 5 号 については以上 3 件です。
議長	議案第 2 5 号 について議案の 4 ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第 2 5 号 農地法第 3 条の申請については許可といたします。 続きまして、議案第 2 6 号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定の通年 6 件について説明をお願いします。
事務局	議案第 2 6 号 利用権設定の通年について御説明します。 議案の 5 ページから 6 ページに農用地利用集積等促進計画書を、7 ページから

	11ページに明細書を掲げております。 借受人が6名、貸付人が6名で、面積は田が16,456㎡、畑が13,937㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは議案に記載しているとおりです。 議案第26号 利用権設定の通年については以上です。
議長	議案第26号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第26号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。 続きまして、議案第27号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第27号 あっせん委員の指名について、御説明します。 議案の12ページ 1番になります。 図面は議案の13ページになります。 あっせん申出が〇〇〇〇町に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせんをお願いするものです。 議案第27号 あっせん委員の指名についての説明は以上です。
議長	議案第27号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第27号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおりに決定します。 議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。 報告第15号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第15号 について御説明します。 議案は14ページになります。 3件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。 報告第15号 については以上です。
議長	報告第15号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	特に無いようですので、続きまして、報告第16号 非農地証明願について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第16号 について御説明します。 議案の15ページ、1番になります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 20年以上前に植林をされたものです。 登記地目は畑、現況地目は山林となっています。職員で現地確認を行い、植林をされていることを確認しました。また平成17年時点の航空写真にて既に植林されていることが判明したことから20年以上経過していることが確認できました。 報告第16号 非農地証明願については以上1件です。
議長	報告第16号 非農地証明願について、御意見、御質問はございませんか。
委員	議案書で農地でなくなった時期及び原因の所に、20年以上前に申請地に植林をしたと書いてあるが、20年というのは何か決まりがあるのでしょうか。
事務局	市において非農地証明交付事務取扱要領を定め運用をおこなっています。判断基準が定められており、非農地化後20年以上経過したものと定めているからであります。
議長	他にございませんか。 ＜なし＞ 特に無いようですので、続きまして、報告第17号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第17号 について御説明いたします。 議案は、16ページから28ページになります。 1番～381番については、昨年8月から10月にかけて実施しました農地パトロールにおいて、荒廃して耕作することが困難な農地については非農地判断をしていただきました。 非農地判断をした対象地403筆の所有者に対して、令和8年4月6日付けで「非農地判断にかかる事前のお知らせ」を行い、所有者の意向確認を行いました。 その結果、今後農地として復旧し管理するなどの連絡があった農地が22筆ありました。 その22筆の農地を除いた381筆 253, 561.58㎡の農地と5月15日までに非農地の相談があった2筆181㎡の農地を合わせた計383筆253, 742.58㎡の農地について、所有者等に対して「非農地通知」を発送します。 報告第24号 についての説明は以上です。
議長	報告第17号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。 ＜なし＞

議長	特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第6回農業委員会会議を閉会します。
----	--